

Ⅲ 有田内山の都市景観形成

★指定の目的と範囲

有田内山の町並みに彩りを添える自然景観をまもるため、歴史的景観形成地域の周囲の山々を風致保全地区として定めます。

指定年月日 平成2年12月3日

指定面積 272.4ha

指定範囲 地域・地区範囲図(9~10頁)

Ⅲ 有田内山の都市景観形成

★指定の目的及び範囲

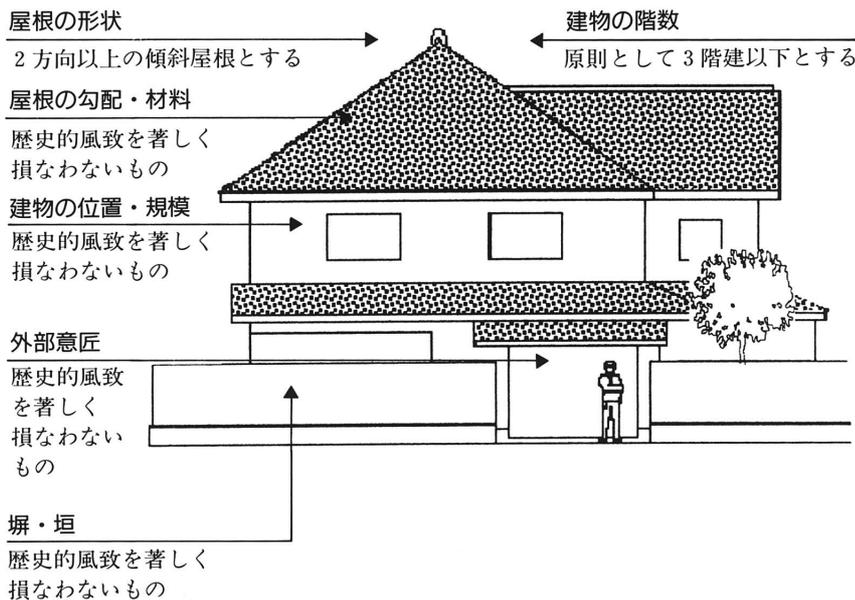
有田らしい歴史的景観をまもり、そだて、つくるため、有田内山の一部を除き、風致保全地区に囲まれた市街地を範囲として定めます。

指定年月日 平成2年12月3日

指定面積 88.5ha

指定範囲 地域・地区範囲図(9~10頁)

□景観形成基準説明図



3 風致保全地区

★注意する内容

風致保全地区で造成や木竹の伐採や建築工事を行う時は自然景観を損なわないよう配慮してください。また、届出が必要です。

4 歴史的景観形成地域

★注意する内容

歴史的景観形成地域内で、建築等の工事を行なう時は、有田らしい歴史的景観を損なわないよう配慮する必要があります。

この地域の中での宅地の造成や木竹の伐採、建築や工作物の工事を行う時は、届出が必要です。

その工事内容によっては、景観形成基準(表1)に従って、町から指

表1. 歴史的景観形成地域内の景観形成基準

基準項目

建築物 位置・規模

構造・階数

外部意匠 屋根

庇
軒
外壁
開口部
色彩
樋
外部土間
基礎

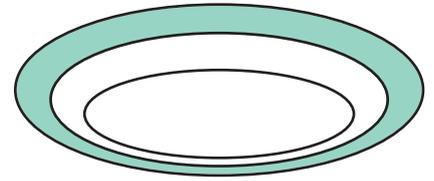
工作物 塀・垣
建築設備
屋外広告物

駐車場

土地の形質の変更

木竹の伐採・植栽

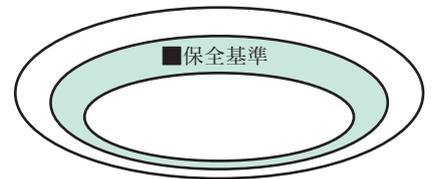
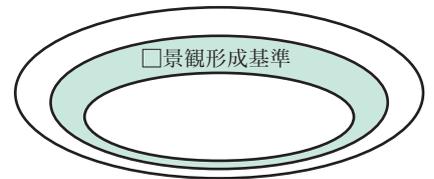
土石類の採取



導・助言が行なわれることがあります。

この基準は、歴史的景観形成地域の景観をまもり、そだてるため、誰もが守る必要がある最低の取り決めですから、工事にかかる経費の助成は受けられません。

なお、指定建築物については、保全基準（表4）に従う必要があります。



景観形成基準

- ①歴史的風致を著しく損なわないもの
- ①原則として3階建以下とする
- ②歴史的風致を著しく損なわないもの
- ①2方向以上の傾斜屋根とする
- ②歴史的風致を著しく損なわないもの
- ①歴史的風致を著しく損なわないもの

- ①歴史的風致を著しく損なわないもの

- ①歴史的風致を著しく損なわないもの
(屋根付きの駐車場は建築物の基準に準じる)

- ①変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないこと
- ②空地が生じた場合は、地域の歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る

- ①歴史的風致を形成する木竹の保存に努める
- ②空地や法面等は歴史的風致を考慮した緑化の推進を図る

- ①採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないこと